

特定施設の届出に対する知事の見解について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の見解を次のとおり公表する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番外61筆

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか9者

2 意見の概要

県の見解を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

平成25年12月3日から平成26年1月3日まで